

# 昭和時代の天津司舞の復活をめぐる

—天津司の舞保存会所蔵スクラップブックの時代—

丸尾 依子

はじめに

甲府市小瀬に伝承される天津司舞は、中世に起源を持つ人形田楽である<sup>〔1〕</sup>。毎年四月十日直前の日曜日の正午、天津司神社を出発した人形と遣い手、お囃子の奏者の一行は、下鍛冶屋町の鈴宮諏訪神社を訪れて境内の御船団の中で九体の人形を舞わせる。舞を伝えたのは、小瀬の草分けの十七軒と伝承される。明治時代から昭和時代にかけて二度の中断と復活を繰り返したが、昭和三十五年（一九六〇）頃からは保存組織による継承が続けられている。

山梨県立博物館では、令和四年（二〇二二）にシンボル展「天津司舞―九〇〇年の想いとともに―」を開催し、天津司神社および鈴宮諏訪神社氏子、天津司の舞保存会の協力を得て、祭礼用具等の展示を行った。また、展示に先立ち同年三月九日には用具調査を実施した。この際、新発見資料として書類等が納められた木箱一点と、江戸時代初期から中期にかけて

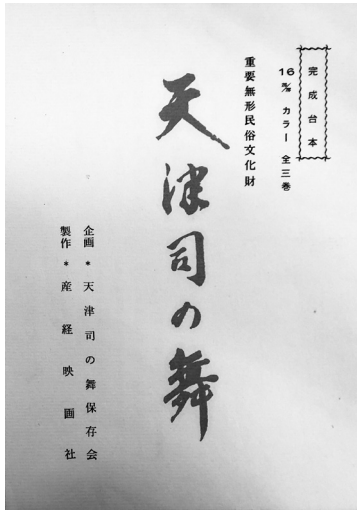


写真1 記録映像の台本

奉納された人形用装束を確認した。木箱の主要な内容は、天津司舞に関するテレビ番組のビデオテープ、産経映画社による記録映像『天津司の舞』の完成台本（写真1）、書類類、天津司舞の写真を掲載した雑誌『日輪』、そして天津司舞に関する新聞記事等のスクラップブック（写真2）である。

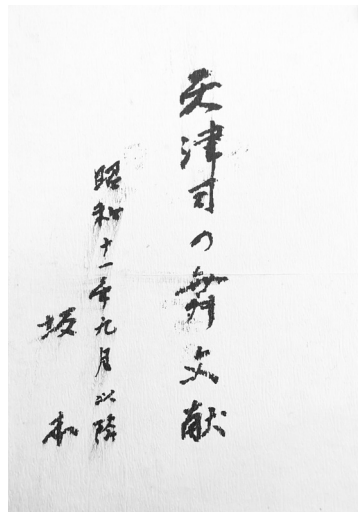


写真2 スクラップブック表紙

本稿では、このなかからスクラップブックの概容を紹介するとともに、作成された期間における天津司舞復活の動きを追うこととする。中断期を経て舞を復活に向かわせた背景には何があったのか、スクラップブックに納められた新聞記事や資料、聞き書きから当時をひも解いていきたい。

## 一．天津司舞と郷土研究

### （一）天津司舞の中断と復活の概略

はじめに、本稿で話題とする天津司舞の復活と、それに先立つ中断の経緯に

ついで概略を述べる。

江戸時代までの天津司舞は七月十九日を祭日としていた。しかし明治時代初期、神道によって国民の精神的統一をはかろうとした政府は、民間信仰はそれを妨げる迷信であり、国民を怠惰にして秩序を乱すものとして民間信仰に基づく祭り・行事を禁止した。当時の天津司舞の状況について、大正五年（一九一六）に著された『御祭禮及縁日』<sup>③</sup>には、天津司舞は「維新後全く中絶し明治三二年頃一度之を行ひしのみ」とあり、天津司舞も明治時代初期の民俗の抑圧を受けて中断を余儀なくされたと考えられる。時を置いて明治三十一年（一八九八）頃、天長節の祝祭化に乗じて祭日を十一月三日として復活を果したが、直後の明治三十二年（一八九九）の水害により人形の保管庫が倒壊して再中断した。人形や用具は関係者の家で一時保管されたという。昭和四年（一九二九）には神庫が再建されて人形の安置場所は定まったが、舞は再開されなかった。

神庫から再び人形が取り出されたのは、昭和十一年（一九三六）、山梨県師範学校及び山梨県女子師範学校による『山梨県総合郷土研究』の編纂事業のなかでのことであった。この調査がきっかけとなり天津司舞復活の動きが生まれ、翌十二年（一九三七）四月に天津司舞奉納の運びとなった。舞は昭和十七年（一九四二）頃までは実施されていたと思われるが、太平洋戦争により再中断した。戦後は、昭和二十九年（一九五四）に奉納再開となる。以後、昭和三十五年に県無形文化財に指定、昭和三十五年頃に保存組織が発足、昭和五十一年（一九七六）に国指定重要無形民俗文化財に指定され、現代まで舞の継承が継続されてきた。

## （二） 天津司舞と郷土研究

### ① 『総合郷土研究』と天津司舞の発見

昭和時代初期に天津司舞を発見し、復活の動きを刺激したのは、郷土教育運動と郷土研究であった。山梨県では、昭和十年（一九三五）十一月から十一年（一

九三六）十二月にかけて、山梨県師範学校および山梨県女子師範学校を中心として『総合郷土研究』の編纂が行われた。この立案と指導にあたったのは、文部省嘱託の人文地理学者であった小田内通敏（以下、小田内〈敏〉とする）である。<sup>③</sup>当時の郷土教育運動の目的は、『郷土研究』の方法を身に着けた「地方事情」に詳しい優良な『村住み』の師範生を養成し、「師範生が赴任先の小学校で『地方ノ實際生活ニ適切ナル教育』を実践して児童に正しい郷土教育を付与すること」により『明日の村落』の樹立を目的とした、いわば『郷土認識建設運動』であった。<sup>④</sup>

山梨県師範学校では、昭和五年（一九三〇）から六年（一九三一）にかけて文部省による「郷土教育施設費」の交付を受けて「郷土室」を整備し、その内容と成果は昭和七年（一九三二）に帝国図書館において開催された「郷土教育資料の陳列と講話」に提出された。この実践が小田内〈敏〉の目に留まり、かつ積極的な評価を受けて郷土教育の模範校として選ばれるに至った。

『山梨県総合郷土研究』の編纂は、小田内〈敏〉の郷土教育の実践として行われた。昭和十年十一月二日、小田内〈敏〉は調査研究の開始にあたって山梨県の各部課長や教育行政官を集め、趣旨説明と調査研究項目の提示を行って協力要請を行った。さらに山梨中央図書館（現山梨県立図書館）には郷土研究事務室を創設して県学務課と師範学校との協議を進めた。師範学校を中心として、図書館や山梨県のバックアップも得て行われた事業であった。

こうして始まった調査研究には、小田内〈敏〉の長男であり人形芝居の研究者である小田内通久（以下、小田内〈久〉と表記する）も助手として加わった。天津司舞が発見されたのは、その調査研究の途上であった。<sup>⑤</sup>調査研究の成果品として刊行された『山梨県総合研究』では、「郷土芸術」の項に「人形芝居と郷土」の一項目が設けられ、天津司舞をはじめとした県内の人形芝居について報告されている。天津司舞については聞き書きや記録をもとに舞の内容を詳述し、

起源や「郷土的意義」について記す。このほか、県内の人形芝居の事例として右左口村字右左口（現甲府市右左口町）、豊村字吉田（現南アルプス市吉田）、塩崎村字下今井（現甲斐市下今井）、谷村町（現都留市谷村）、笹子村字追分（現大月市笹子町）、桐原村（現上野原市桐原）の六か所が紹介された。特に「笹子村字追分の操人形」は人形が並んだ写真を掲載するとともに、「現存するものでは一番人形の数も衣裳や道具類も整つてゐるが、（中略）吉久保美人鏡」といふやうな郷土獨特の新作浄瑠璃さへある。」と評価する。また、調査当時、県内には人形芝居の用具は多く残存するものの上演はすでに廃れていた。小田内（久）はこの理由の考察のため、江戸時代に甲府の亀屋座で行われた人形芝居の上演にも触れた。人形芝居の興行は、江戸時代後期の甲府では下火になっていた。甲斐が江戸の流行に追従し歌舞伎人気を反映したためとし、中央線開通がその影響を増大させた結論付けた。<sup>6)</sup>

『山梨県総合研究』における小田内（久）の調査研究は、個別の人形芝居の事例研究というよりも、当時残存していた人形芝居の用具や記録類を確認することにより、山梨における人形芝居の拡がりや継承が途切れるに至った背景を考察したものである。また、天津司舞はほかの人形芝居と直接的に繋がる事例ではないうえ、小田内（久）自身も発見の経緯を明らかにしていないため正確な経緯は不明であるが、『甲斐国志』や『甲斐叢記』をはじめとした江戸時代の記録のなかの県内の人形芝居の情報を確認していく過程で天津司舞の発見に至ったものと推測される。また、その情報収集の過程は、次項において述べる同時期の県内の人形芝居研究の勃興と無関係ではないだろう。

## ② 夏草道中に始まる民俗芸能研究

小田内（久）が天津司舞を発見したのとはほぼ同時期、県内ではもう一つの人形芝居も見いだされ、郷土研究の流れを形作っていた。昭和十一年八月、山梨日日新聞社と甲府ワンドラーの共催による第一回「夏草甲州道中」が実施され、

かつての甲州街道と明治天皇巡幸路の踏査を行った。この途上、一行は笹子峠の麓で人形芝居に出会い、その成果は道中終了後の同年九月一日から六日にかけて、佐藤森三により「追分の人形芝居」という表題での山梨日日新聞に連載された。追分人形の報告に引き続いて「右左口の人形芝居」「下今井の人形芝居」など他の人形芝居の報告も行われた。<sup>7)</sup>

報告を行った佐藤森三は山梨日日新聞社の記者であったが、夏草道中での追分人形との出会いを機会として郷土文化への関心を深めたという。<sup>8)</sup>その後、特に昭和三十年代以降、県内の民俗芸能の掘り起こしと公開機会の創設や、『西山村総合調査報告書』などを主導した。佐藤の著作のなかに天津司舞を単独で取りあげて述べたものはないが、同時期に県内の人形芝居調査を行っていた小田内（久）の論考も佐藤と同じく笹子追分人形や右左口の人形、下今井の人形など同事例に触れていることから、両者の間には研究上の交流があったとみるのが自然である。この二つの動きが交わった場所は、小田内（敏）によって県立図書館に設けられた郷土研究事務室だったのでないだろうか。二つの郷土研究の流れが、県内における人形芝居の調査研究を活性化し、天津司舞の発見や評価につながっていったと推測ができる。

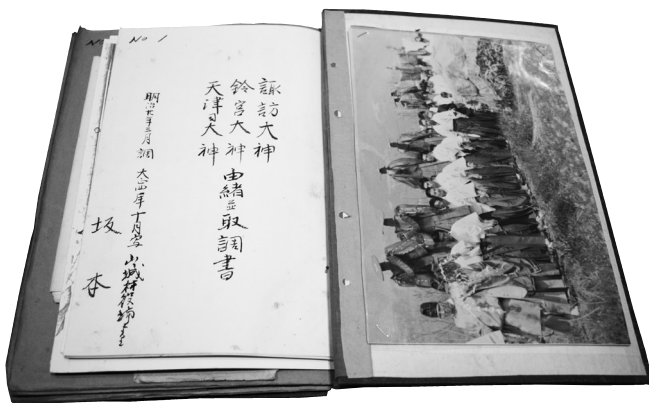


写真3 『諏訪大神 鈴宮大神 天津司大神 由緒並取調書』

## 二. 天津司の舞保存会所蔵スクラップブックについて

### (一). 資料の重要性

スクラップブックを作成したのは、小瀬の坂本正臣(故人)である。坂本は天津司舞を伝えた小瀬の十七軒のうちの一軒に生まれ育ち、昭和十二年(一九三七)の天津司舞復活に深く関わった坂本権太郎の孫にあたる。

貼付された資料の中心となるのは、昭和十一年(一九三六)以降の新聞記事である。ほかに、「諏訪大神 鈴宮大神 天津司大神 由緒並取調書」(複写)(写真3) 小田内(久)からの書簡(後述)や関係者の名刺(後述)、モノクロ写真(写真4)等が含まれる。貼付の順番は資料の分類別で、明治二十年(一八八七)の『由緒並取調書』から平成十八年(二〇〇六)の新聞記事までの内容が断続的に集められている。

昭和時代初期、天津司舞は長期にわたる空白期間の途上にあった。さらに昭和十二年に復活した後も戦争により再び中断し、現在の祭礼に直接的に連続するのは昭和二十九年(一九五四)以後の奉納となる。そのうえ、天津司舞は既存の研究資料が限られており、文字資料の残存状況も未確認であることから、明治時代の中断以後昭和初期の復活に至るまでの状況や、復活・再興の過程については正確にわかっていない。

その点において、坂本正臣によるスクラップブックには、明治三十二年(一八九九)以後中断していた天津司舞が昭和十年代に復活し再興していく時期の報道記録や関連資料が集約されている。当時の復活と継承の過程を理解するた



写真4 モノクロ写真3枚

めの貴重な資料となり得る。

### (二). 各内容物について

続いて、主要な貼付資料についてその概要を記す。スクラップされた各資料を貼付された順に一覧表にまとめたものが表1である。

#### ①『諏訪大神 鈴宮大神 天津司大神 由緒並取調書』(複写)

表紙の記載は「明治廿年三月調 大正四年十月写 山城村役場□□」とある。また、「坂本」の名が記されており、年代的に坂本権太郎によると考えられる。由緒書のうち、「天津司神社由緒」には、祭神や社地面積、本殿・拝殿の構造と広さ、摂社、祭具の種類と数、氏子数など神社の基本情報を記す。天津司舞に關しては、人形とその装束・採物と、「此地開ケズシテ草沼ニアリシ時：」から始まる湖水伝説にまつわる由来伝承や、西油川の「鏡ノ池」と呼ばれた井戸の伝承、建久年間に行われた武田五郎信光の館造営にともなう諏訪神社の移転、大永二年に行われた神官地への神庫建立と人形安置などを書き上げる。

さらに、「祭典御舞ノ式」として祭りの次第を詳細に記す。具体的には、祭りに先立つ潔斎、当日の神事、御成と道中のお囃子、舞の順序とお囃子、還御、祈願内容である。特に、笛とお囃子の太鼓の音色が出御、御成、「静かな舞」とオクリイや、人形の登場と退場の順序が詳細に記される。

文末に「明治廿年参月調 大正四年十月十六日写」と記される。明治二十年代は、明治維新に端を発した天津司舞の長期中断期間にあたることから、この内容は江戸時代末期の天津司舞の記憶をもとに書き留められたものと考えられる。また、明治期の天津司舞復活は三十一年頃であり、復活の際にこの次第を典拠にしたことが予想される。

さらに、若尾謹之助『御祭禮及縁日』には、天津司舞の人形の登場と退場の様子について図解されているが、その記述は概ねこの次第の内容と一致する。若尾の調査も天津司舞中断期間にあたっており、本次第が参考資料のひとつに

表1 スクラップブック貼付資料一覧

分類	内容 ※新聞記事はタイトルのみ
保存会関係資料	御成カラー写真
保存会関係資料	諏訪神社 鈴宮神社 天津司神社 由緒並取調書
保存会関係資料	中澤家系譜
保存会関係資料	小田内通久より坂本権太郎・五平宛書簡(昭和11年12月)
保存会関係資料	名刺2枚
保存会関係資料	抜き刷り 小田内通久「人形芝居と郷土」(昭和13年4月)
新聞記事	傳説の扉今や開く 天津司の舞ひ(昭和11年(1936)9月8日 読売新聞)
新聞記事	「天津司」の舞ひ復活に けふ山城で大評定(昭和11年(1936)12月11日 山梨日日新聞)
新聞記事	人形芝居の遺物 山梨縣下で発見(昭和11年か)
新聞記事	林貞夫と塩田義遜による論叢:「天津司は傀儡か」「天津司舞に就て」(昭和31年か)
新聞記事	甲州のまつり 天津司舞い(昭和43年(1968)5月10日 山梨日日新聞)
新聞記事	消える? 甲府の「天津司舞い」(昭和45年(1970)4月23日 山梨アサヒ)
新聞記事	十二神の姿伝える 地元も伝承の決意 比類ない「くぐつ田楽」(昭和45年(1970)5月23日)
新聞記事	「天津司の舞い」国の無形文化財に指定(昭和45年(1970)5月23日 山梨日日新聞)
保存会関係資料	写真3枚(昭和10～11年頃に撮影か)
新聞記事	春をうたう天津司の舞—山城に残る田楽—(昭和48年(1973)4月15日 山梨日日新聞)
新聞記事	人形劇団・ウニマがチャリティー公演を行う(昭和48年(1973)4月9日)
新聞記事	ふるさとのお芸 天津司舞(昭和48年(1973)4月29日 東京新聞サンデー版)
新聞記事	ふるさとまつり編①春をつげるデツクサン(昭和48年か)
新聞記事	珍しい人形による郷土芸能 国の重要民俗文化財に指定される天津司舞(昭和51年(1976)3月26日 読売新聞)
新聞記事	甲府の天津司舞 国の無形文化財に(昭和51年(1976)3月27日)
新聞記事	初の無形民俗文化財に鬼来迎ら30件指定(昭和51年(1976) 朝日新聞)
新聞記事	重要無形民俗文化財に「天津司舞」 珍しい人形の神事芸能(昭和51年(1976))
新聞記事	舞の継承について(昭和52年(1977) 山梨日日新聞 風林火山)
新聞記事	晴れやかに天津司舞 甲府市小瀬町 民俗文化財指定後初の披露(昭和52年(1977)4月か 山梨日日新聞)
新聞記事	のどかに天津司舞 甲府市小瀬町(昭和52年(1977) 4月か 山梨日日新聞)
保存会関係資料	「天津司舞について」説明用紙保存会作成か(昭和49年3月)
新聞記事	春らんまん 祭りだ!祭りだ! (昭和53年(1978)4月10日 朝日新聞)
新聞記事	春うらら お成り道を行く 甲府で天津司舞(昭和53年(1978)4月10日 山梨日日新聞)
新聞記事	郷土誌講座シリーズ 甲斐史跡めぐり(昭和53年(1978)4月21日 山梨日日新聞)
新聞記事	神々の祭り 天津司舞(平成6年(1994)3月20日 毎日新聞日曜くらぶ)
新聞記事	毎日新聞記者手紙、名刺
新聞記事	天津司の舞と文楽の源流(平成18年(2006)4月20日 山梨日日新聞)
保存会関係資料	天津司舞保存会会則
保存会関係資料	天津司の舞保存会役員名簿(昭和56年～57年度)
保存会関係資料	天津司舞保存会会計報告(昭和56年～57年度)
新聞記事	郷土史探訪 天津司の舞・その謎に迫る YBSテレビ番組ガイド(昭和61年(1986))
参考文献	『日本の古典芸能7 浄瑠璃』(平凡社)
保存会関係資料	『天津司の舞』保存会作成パンフレット

なつたことは間違いないだろう。

以下に、「祭典御舞ノ式」の全文を記載する。

### 祭典御舞ノ式

祭日前小瀬村古来の百姓十七個各々門口ニ注連縄ヲ張り六日一日ノ間齋戒沐浴ヲシテ当日五ツ刻一同参集オカラクリヲナシ神倉前ニ九神ノ像ヲ安置シ二人ノ神官並ニ二十七名ノ者相會シ神官ノ塩水行事大麻行事献奉物ヲシテ祠官祖詞ヲ発ス其他相會ノ人口等ハ神拝テ遂ケ後右神像ヲ奉持シ一ノ編木様二ノ編木様一ノ太鼓様二ノ太鼓様一ノ鼓様一ノ笛様お鹿島様お姫様鬼様ト順次出御其ノ時「トオーピアーヒイヤーロー」(ト笛ヲ吹き)引続キ「ドン ドン ドドドン ドン」ト太鼓ヲ打テ出揃タルトキ御成ノ笛「ヒイヤーヒートローローローローオヒヤヒートローローローローロー」ト何回トナク笛吹人ハ行列ノ中ニ三人乃至四人加リ番変リニ吹き太鼓ハ二人ニテパラパントトカルク笛ニ合奏シテ打チ御成道ヲ行列シテ進ミ下鍛冶屋村諏訪大神ノ社地ニ至リ(豫テ御船ノ如形ノ囿ヲ作リ置之レヲ御船囿ト云フ是レニ四方へ幕ヲ張ル)御船内ニ入り神像ヲ行列ノ順位ニ左ヨリ安置ス而シテ祠官ハ神前ニ進御拂ヲ奏シ十七人ノ者ハ神前ニテ右ニ扇子ヲ持チ左手掌ヲ「ヤスササーササ」ト五回クリ返シテ後御舞ヲ始メルナリ此時笛ハトオーピアーヒイヤー 太鼓ハドン ドン ドドドン ドン ト打□御舞ノ順ハ始ニ一ノ御編木様御出マシニナリ一角進ミタル頃ニ二ノ御編木様進ミ順次一角進ミタル時一ノお太鼓様進又順次一角進ミタル時二ノお太鼓様進ミ此四神像ガ静ニ三回廻リテ(此ノ間ハ「トオーピアーヒイヤーロー」トドンドドドドン ドン)ト合奏ス)御クルイトナルオクルイトハ神像ヲ伏セタリ直立サセタリハゲシク三回廻リ(此間笛ハヒト ヒリ オヒリリ オヒリト ヒイー ヒイーリリヒリトロ ヒトヒ

リ ヒヤアーララ 笛ヲ吹ク)タレバ元ノ状態ニ復シ三回廻リテ最初出御ノ一ノ御編木様ヨリ順次下リテ元ノ位置ニ安置ス斯シテ二ノ御編木様安置サレタル時一ノ御鼓様ガ進ミ次ニハ一ノお太鼓様下リテ安置サレ次ニハ一ノお笛様進次ニ二ノ御太鼓様ガ安置サレ一ノお鼓様ト一ノお笛様ノ二神像ニテ三回廻リ而シ又三回オクルイニテ廻リ又元ノ状態ニ復シテ二回半位廻リタル時鹿島様進ミ次ニ一ノ御鼓様ハ下リ安置サレ引後一ノ御笛様安置サレ後鹿島様一神像ニテ三回廻リテ又オクルイトナリ三回廻リ次ニ元ノ状態ニ復シテ二回半廻リタル頃今度ハお姫様ガ進ミ次ニ鬼様進ミ次ニ鹿島様下リテ元ノ位置ニ安置サレ御姫様ト鬼様トノ二神像ニテ三回廻リテオクルイニナリテ三回廻リ又元ノ状態ニ復シ

笛ト太鼓合奏シテ御歸リマシマス神像ハ神庫前ニ安置シ神官神前ニ進ミ大麻行事ヲ成シ十七戸ノ者ハ御くずしヲナシ神庫ニ安置ス而シテ各々退社ス  
祭典中鹵木並ニ神像ノ御顔ヲ覆フ赤紙ヲ撤ス観ル者□シテ之レヲ拾フト云フ  
往古ヨリ天津司大神ハ諸災難ヲ除キ壽命長寿五穀豊穰ノ守神トシテ奉仰スト傳フ

明治廿年参月調 大正四年十月十六日写

補足として、この綴りの最終頁には坂本正臣による平成十四年(二〇〇二)一月付の追記があることを付け加えておく。それによれば、この複写は昭和五十年(一九七五)頃、重要無形民俗文化財指定に伴う保存事業の補助金の申請書の添付書類として複数作成し、保存しておいたものであるという。原本は中澤幹夫宅で保管されていたが、昭和末頃に、文化財または報道関係者に貸出し

たまま未返却となっているとのことである。

## ②・新聞スクラップ

貼付された記事は、天津司舞の復活に関わるもの、文化財指定をはじめその価値づけに関わるもの、継承活動に関わるもの、春の風物詩として紹介するもの、の四種類に大別される。

年代別に内容の傾向をみると、昭和十年代は天津司舞の再発見と復活の機運にまつわる内容、戦後の再興期である昭和三十年代から四十年代にかけては継承活動や春の風物詩としての紹介記事、国指定重要無形民俗文化財となる昭和五十一年前後は文化財指定や風物詩としての紹介記事となる。

## ③・小田内通久書簡

先に記したように、小田内通久は、父通敏が主導して行った『山梨県総合郷土研究』の刊行事業の協力者として名を連ね、人形芝居の研究を行った。以下には書簡の全文を記載する。

(封筒裏)

「 東京市淀橋区西大久保

二丁目参百番地

小田内通久 拝

師走廿八日出

拝啓寒気相加里申候

段、此頃御皆々様には御障

りも御座なく候や、

御見舞申上候、

今日は天津司舞の研

究に就きて、計らずも一方ならぬ御高配に預り奉感謝候、

これは誠に不思議の御縁

とも申すべく、前世よりの

約束事とはかゝる事を

申すにあらざやと存じ候、

帰途甲府に立寄り、山梨

日々新聞の野口社長や

県立図書館の内藤

司書とも懇談の上、山日の

佐藤君とも打合せを済

ませ申候、小生、図書館の

郷土研究会に天津司舞の

話をいたすのは、朧月よりは

三月の祭礼直前の方

効果的なりというふ意見

多く、左様いたし候間、御諒

承賜り度願上候、猶

委細は朧月入峽の節、

万々可申上候、小生、種々

残務を取片付け、一昨日やうく

帰京仕り候、其後村の情勢

は如何に御座候や、甲府にて

は二三有力な知人に話し

置き候、何れ又後便に申上候、

先は帰京のご挨拶を兼ね

御礼迄申述候、 敬具

師走廿七日夜 小田内生

坂本権太郎様

坂本五平様

同御皆々様

硯筆

二伸

乍末筆山本・中澤両氏にも

宜敷御伝言被下度願上候

書かれた時期は、天津司舞について調査が行われ、舞の復活に目途が付けられた昭和十一年（一九三六）と推測され、文中の「図書館の郷土研究会」とは年代的に昭和十四年（一九三九）発足の山梨郷土学会ではなく「郷土研究事務室」で行われた研究会と考えられる。宛先の坂本五平は権太郎の息子（正臣の父）である。また、「山本」は山本恒雄で、「中澤」は由緒書を保管していたという中澤家と思われる。いずれも十七軒に連なる家々の人であり、小田内〈久〉が聞き書きを行ったと覚しき天津司舞の関係者である。

このほか、スクラップブックに貼付された小田内〈久〉関連の資料としては、「人形芝居と郷土 天津司舞の記録」の抜き刷りがある。抜き刷りは坂本五平に贈られている。<sup>⑩</sup>

#### ④. 名刺

貼付された名刺は三枚で、いずれも新聞社のものである。二枚は山梨日日新聞社の社員で、「天津司の舞再現の折 多大な支援協力を受けた山梨日日新聞社関係両氏」との添え書きがなされている。そのうちの一人の佐藤森三は、前節で紹介した小田内〈久〉の書簡中の「山日の佐藤君」と同一人物であろう。<sup>⑪</sup> 残る一名の所属は毎日新聞社で、平成六年（一九九四）掲載の記事の執筆担当者である。

③の資料と併せて判断するに、また、一―(二)で述べたように、山梨日日新聞社の佐藤森三と小田内〈久〉との間には、人形芝居や天津司舞に関する研究交流と、それに続く天津司舞復活に関わる情報交換や交流があったとみられる。

#### ⑤. 古写真

古写真は三枚ある。撮影された内容は、上から、神庫の前に並べた人形、天津司神社の社殿、社の前で人形を掲げる人である。昭和十一年頃の小田内〈久〉調査時の撮影と推測される。「人形芝居と郷土」に掲載された写真と、昭和十一年九月八日付読売新聞記事に同じ写真が用いられている。

### 三. 天津司舞の復活

続いて、スクラップされた資料群を中心に、天津司舞の復活をめぐる状況について整理したい。貼付された新聞記事と、同時期の天津司舞の継承をめぐる動きを対照させたのが表2である。

#### (一). 昭和十一年の天津司舞発見と報道

貼付された新聞記事のなかでは、昭和十一年（一九三六）九月八日付読売新聞の記事が最初となる。記事中では、前日の七日に小田内〈久〉とともに記者が小瀬に赴き、人形を取り出し組み立てたこと、諏訪神社を訪問して御船囲の



表2 スクラップブック内新聞記事と天津司舞継承関係事象対照表

年月日		記事タイトルまたは内容(新聞社名)	天津司舞の継承に関する活動や出来事
昭和11年(1936)	9月8日 12月11日 日程不明	傳説の扉今や開く 天津司の舞ひ(読売新聞) 「天津司」の舞ひ復活に けふ山城で大評定 (山梨日日新聞) 人形芝居の遺物 山梨縣下で発見(不明)	
昭和12年(1937)	4月		幔幕(旧御船団か)新調 天津司舞復活
昭和17年(1942)	4月		小寺融吉らが舞を見学
昭和18年(1943)			太平洋戦争により中断か
昭和29年(1954)			天津司舞復活
昭和31年(1956)	4月15日 日付不明	春をうたう天津司の舞—山城に残る田楽— (山梨日日新聞) 林貞夫と塩田義遜による論叢:「天津司は傀儡 か」「天津司舞に就て」(不明)	
昭和32年(1957)	3月28日		第2回郷土芸能総合公演(県民会館)出演
昭和35年(1960)頃		山梨県無形文化財指定	保存組織結成か
昭和37年(1962)	4月		人形装束新調
昭和43年(1968)	5月10日	甲州のまつり 天津司舞い(山梨日日新聞)	
昭和45年(1970)	4月23日 5月23日 5月23日	消える? 甲府の「天津司舞い」(山梨アサヒ) 十二神の姿伝える 地元も伝承の決意 比類 ない「くぐつ田楽」(不明) 「天津司の舞い」国の無形文化財に指定 (山梨日日新聞)	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選 択 現在の保存会結成か
昭和46年(1971)	4月		御船団新調
昭和48年(1973)	4月9日 4月29日	人形劇団・ウニマがチャリティー公演を行う (不明) ふるさとの芸 天津司舞 (東京新聞サンデー版)	
昭和48~50年頃か	日付不明	ふるさとまつり編①春をつげるデックスン	
昭和51年(1976)	3月26日 3月27日 日付不明 日付不明 5月4日 6月12日	珍しい人形による郷土芸能 国の重要民俗文 化財に指定される天津司舞(読売新聞) 甲府の天津司舞 国の無形文化財に(不明) 初の無形民俗文化財に鬼来迎ら30件指定 (朝日新聞) 重要無形民俗文化財に『天津司舞』 珍しい人形の神事芸能(不明)	重要無形民俗文化財に指定 保存会会則施行 天津司舞パンフレット作成
昭和52年(1977)	日付不明 4月か 4月か	舞の継承について(風林火山)(山梨日日新聞) 晴れやかに天津司舞 甲府市小瀬町 民俗文 化財指定後初の披露(山梨日日新聞) のどかに天津司舞 甲府市小瀬町 (山梨日日新聞)	
昭和53年(1978)	4月10日 4月10日 4月21日	春らんまん 祭りだ!祭りだ! (朝日新聞) 春うらら お成り道を行く 甲府で天津司舞 (山梨日日新聞) 郷土誌講座シリーズ 甲斐史跡めぐり (山梨日日新聞)	
昭和61年(1986)	5月26日	郷土史探訪 天津司の舞・その謎に迫る YBS テレビ番組ガイド(不明)	小瀬スポーツ公園建設により御成道改変 かいじ団体開会式出演
平成6年(1994)	3月20日	神々の祭り 天津司舞 (毎日新聞 日曜くらぶ)	
平成18年(2006)	4月20日	天津司の舞と文楽の源流(おおえまのり) (山梨日日新聞)	

場所を確認したこと、坂本権太郎や山本恒雄から話を聞いたりしたことが記される。

読売新聞に次いで、山梨日日新聞は天津司舞の関係者によって開かれた復活の協議を報じた。手書きで記入された日付によれば、昭和十一年十二月十一日の記事である。天津司舞の貴重性を述べるとともに、地域内で天津司舞に対する関心が高まり、復活に向けた協議が行われるようになったと記す。

記事中には「(前略)本紙によつて勃興した縣下の人形芝居研究熱に拍車をかけると共に、中央學界に一投石するに至つた」とも記される。当時の県内において人形芝居研究が盛り上がりを見せていたことは、先に述べたとおりである。

## (二) 昭和十二年の天津司舞の復活をめぐる

### ① 天津司舞の記憶

昭和十一年(一九三六)九月八日の読売新聞は、小田内(久)の調査によつて三十七年ぶりに天津司神社の扉が開かれ、人形が公開された時のことを記す。その日、坂本権太郎、小瀬区長の山本恒雄、山城小学校長柳本駒治の立会いの下に神庫から人形が取り出された。取り出される人形に、村民は「物珍しそくに」<sup>12)</sup>「驚異の目を見張」り、一人の老婆などは『もつたないぞよ』とただ手をあわせてひれ伏した<sup>13)</sup>という。見物の人々から人形や舞の詳細が語られないのは、舞に関わるのが特定の家の男性に限定されていたことや人形を神聖視していたこと、そして明治三十二年(一八九九)の水害以後二〇年以上にわたる中断の影響だろう。

記事(昭和十一年九月)では、続けて由緒書に語られる舞の由来や、十七軒の家、舞に関わる者の装束、諏訪神社の御船囀、舞の順序、人形の呼称、しきりなどについて坂本権太郎により語られていく。また、山本恒雄も、笛の音色や御成について語る。一部の老人や小瀬に残った十七軒の家筋を除き、地域

住民にとつての天津司舞の記憶はすでに遠かつたことがわかる。

そのことは、別記事(昭和十一年十二月)の一文からもうかがえる。小瀬では、当時芸能を伝承するのが坂本権太郎と山本恒雄(当時小瀬区長)の二名のみであり、復活にあたっては彼らが中心となつて稽古を行うことになつたと記す。本来、天津司舞を伝えたという小瀬の十七軒は家ごとに役割が決まつており、笛の家系もあれば各人形を操る家筋もそれぞれにあつた。笛の家では人形は操らず、人形の家筋では担当外の人形を扱うことがなかつたとなれば、いくら舞の次第の記録があるとはいへ明治時代の舞の通りには舞えず、ましてや江戸時代の舞とも異なつていた可能性が高い。昭和時代の復活時点において、天津司舞にはかなりの変容があつたと考えるべきだろう。

### ② 復活に向けた地域協働

昭和時代、研究者による天津司舞の発見を、地域はどのように受け止めたのだろうか。まずは明治時代の復活時の様子と比較してみたい。

明治三十一年(一八九八)に舞の復活を試みた時、祭日は従来の七月十九日から天長節の十一月三日に遷された。復活の協議に関する資料は現存せず知り得る術は無いが、同時期の県内の天長節に関する資料は現存せず知り得る術は無いが、同時期の県内の天長節に関する文字資料から推測するに、明治三十年頃は天長節の祝祭化が進んでおり、小瀬ではそれに乘じて自発的に天津司舞の復活を試みたと考えられる<sup>14)</sup>。復活の苦労は、若尾謹之助の『御祭禮及縁日』にも記されている。明治維新により舞が中断した後、小瀬では伝承者の村外流出が起こり、また長期の中断により四か村の協力関係が崩れた<sup>15)</sup>。明治の復活は、関係四か村の天津司舞に対する関心と関係性を修復し再編成するところから始められた。

これに対し、昭和十一年の復活は水害後二十年以上の中断期間を経ていたわけだが、明治の復活とは異なり、周辺四か村の関心がかなり早い段階で天津司舞に向いていたことがうかがえる。昭和十一年十二月十一日の新聞記事では、

小田内〈久〉による天津司舞の再発見とその研究による評価を得て、地元の関係者たちが「強度に刺激」され、祭りと芸能の復活を決定したと記す。さらに、その検討のために小瀬を含む周辺四か村から代表者百余名という大人数が結集した。祭り自体の記憶は遠くなっていたとはいえ、小田内〈久〉による天津司舞の評価が、地域の人々の関心を呼び起こすには十分なインパクトを持っていたことがうかがい知れる。

天津司舞に対する急速な関心の高まりをうかがわせるものに、昭和十二年（一九三七）に小瀬区によって奉納された幔幕がある。復活に際して区が新しい幕を新調したのである。なお、この幕は現在も祭礼において天津司神社の社殿内に張りめぐらす幕として使用されているが、現在使用している御船囀の幕とほぼ同寸であることから、一代前の御船囀であった可能性が考えられる。

### ③ 昭和初期の神社観の影響

復活には、当時の社会動静や神社観が影響した可能性も考えられる。昭和十一年十二月十一日の山梨日日新聞記事のリードの最終行には、次のように記されている。

右祭事は大体、明春四月頃となる模様だが、國体明徴の叫ばれてゐる折柄、神事復活の企ては各方面から異常な注目を浴びてゐる。

当時の神社観については、この出来事の少し後となる昭和十二年五月に文部省から発行された『國体の本義』に記載された文章が参考となる。そのなかに、神社は「國民の郷土生活の中心」であって「我が國の敬神の根本」であると記される<sup>16</sup>。

神社に齋き祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏族の祖の命以下、皇運扶

翼の大業に奉仕した神靈である。この神社の祭祀は、我が國民の生命を培ひ、その精神の本となるものである。氏神の祭に於て報本反始の精神の発露があり、これに基づいて氏人の団欒があり、又御輿を担いで渡御に仕へる鎮守の祭礼に於て、氏子の和合、村々の平和がある。かくて神社は國民の郷土生活の中心ともなる。更に國家の祝祭日には國民の日の丸の國旗を掲揚して、國家的敬虔の心を一にする。而してすべての神社奉斎は、究極に於て、天皇が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに帰一するのであつて、ここに我が國の敬神の根本が存する。

この時期、神社は「國民の郷土生活の中心」であり「我が國の敬神の根本」として位置づけられた。小瀬における天津司舞の奉納の復活は、この当時においては単に文化的価値の認識や地域結集の証というだけでなく、「報本反始の精神の発露」や「國家的敬虔の心を一にする」行為ともみなされ注目を集めていった可能性が指摘できる。明治時代初期、天津司舞は國家神道による宗教生活の統合のために抑圧され、中断の道を選ばざるを得なかった。昭和初期の復活ではそれとは逆に、神社と村人の結合のために舞の復活が関心を集めたのである。

### ④ 祭日の選択

昭和時代の復活に際し、目に見える形で変化したのは祭日である。前年に天津司舞復活の動きを記した新聞記事では、「右祭事は大体 明春四月頃となる模様」と伝える。先に述べたように、天津司舞の祭日は江戸時代までは七月十九日であり、明治三十一年頃に復活した時には天長節の十一月三日に定められた。現在は四月十日直前の日曜日に実施されているが、「四月十一日の前」と祭日が改められたのは、昭和十二年の復活時であるという。その日取りは、集落内の寺院である仁勝寺に祀られた聖徳太子像の開帳である聖徳太子祭にちなんで決

められた。<sup>17)</sup>

仁勝寺の聖徳太子像の由来は、次のように伝えられている。「新羅三郎義光が勧請し、武田家が代々守り伝え躑躅が崎館に祀られていたが、天正十年（一五八二）に織田・徳川軍の侵攻により岩殿城に退避する際、武田勝頼が家臣の中澤氏に隠すように命じ、中澤氏が自領の仁勝寺に安置した。」その中澤氏は十七軒のうちの一軒である。これに加え、天津司舞と仁勝寺も関わりがあるという。かつて天津司舞の稽古は山本家恒雄家や仁勝寺本堂を稽古場として行っていた時期もあったことから、仁勝寺や聖徳太子像自体も小瀬や天津司舞との縁が深いとみなされているのである。

さらに、天津司舞の由緒として語られる内容のひとつに、「かつて人形は諏訪神社に安置されていた。その諏訪神社は、建久年間（一一九〇～一一九九）、武田五郎信光が諏訪神社の社地に館を造営するために下鍛冶屋町の鈴宮境内に遷され、人形の安置場所は神官家とした。その後、新たに天津司神社が建立されて人形が安置された」というものがある。この伝承に由来し、「天津司舞の人形たちが御成をする際に赤い目隠しをするのは、この時の安置場所の変更を悟られないためである」とも語り継がれている。このように、天津司舞の時間的変遷の過程とそれに由来する作法は、武田家とも関連付けて語られてきた。

しかしながら明治維新以後は天津司舞が中断し、特に明治三十二年の水害後にはかつての奉仕者の家の村外流出が進み、祭りに対する意識変化が起こった。昭和初期に聞き書きを行った小田内（久）は、明治三十二年以後の天津司舞の伝承状況について次のように述べ、生活変化とともに小瀬の人々の天津司舞への関心が急速に薄れていった様子に触れる。また、同論考中において、調査研究を契機とし、小瀬において天津司舞の人形の保存措置が講じられるようになったことにも触れる。

天津司舞がこの頃から廃れるやうになった理由としては、度々の水害がその維持を困難ならしめたとも見られるが、又一面からすれば、古来この舞の唯一の奉仕者であった十七戸のうちにも、長い年處を経る間には、餘儀ない事情から一家を擧げて他所へ移住する者が出来て来た。のみならず、郷土を離れずにゐる家に於ても、祭に参加すべき肝腎の青年達が生活のため離村したり、或は、離村しなくとも、かゝる古めかしい行事への奉仕が、彼等青年の生活にとつては最早何等の意義や感興も有たなくなり、従つて、彼等には全く風馬牛的存在と化したこと等が、この行事を衰退に導いた原因ではなかつたかと想はれる。

（中略）

幸ひ、小瀬部落に於ては、今回の調査を機縁として保存方法が講ぜられることになつたと聞く。<sup>18)</sup>

先に述べたように、小田内（久）の発見に刺激された小瀬では、周囲の期待を超えて人形の保存だけでなく祭り自体を復活することになった。そして天津司舞の新たな祭日は、四月十一日の聖徳太子祭・先祖供養の直前に決定された。祭日の選択からうかがえるのは、小瀬の歴史や先祖との関係性、つまり「小瀬とは武田家家臣に連なる出自を持ち中世にさかのぼる人形芝居を伝承してきた村である」との由緒の再認識であり、天津司舞と武田家にまつわる歴史との再結合とも言えるだろう。昭和初期における天津司舞の発見は、「古めかしい行事」や「風馬牛的存在」の評価から一転し、一度は急速に衰えた小瀬の人々の自己像や地域アイデンティティの再生を促した出来事ではなかつたか。

（三）．戦後の復活と保存運動

昭和十二年（一九三七）に復活した天津司舞は、昭和十七年（一九四二）までは行われていた可能性があるが、太平洋戦争の影響により再び中断を余儀な

くされた。中断に至った経緯は、奉納に関わる男性の不足であったという。再開したのは昭和二十九年（一九五四）であった。

戦後、山梨県における民俗研究や民俗芸能をめぐる動きはさらに活発になった。昭和二十四年（一九四九）四月二十五日には河口浅間神社の孫見祭に柳田国男と渋沢敬三を招聘して研究会が開催され、先出の佐藤森三氏が中心となって「山梨民俗の会」が発足した。また、昭和二十七年（一九五二）には、三月二十一日開催の第一回郷土芸能発表会をかわきりに、山梨平和博郷土芸能大会（四月三十日、五月八日、六月二日）、県芸術祭参加郷土芸能公演（十月十七日）と、三つの芸能公演が開催された。山梨郷土研究会と山梨日日新聞社の共催による公演はその後も継続され、昭和三十一年（一九五六）以後四十八年（一九七三）までに計十六回の公演が行われた。<sup>20</sup>

戦後の郷土研究と県内民俗芸能の掘り起こしが進むなかで、天津司舞は再び息を吹き返す。スクラップブックには納められていない記事だが、昭和二十九年四月十一日の山梨日日新聞（三面）には、天津司舞の復活の記事が掲載された。<sup>21</sup>「歴史、民族などの郷土研究家」をはじめとした見学者で賑わったことや、無形文化財としての申請が行われていることを報じる。<sup>22</sup>また、昭和三十一年四月十五日の山梨日日新聞では、「春をうたう天津司の舞―山城に残る田楽―」のタイトルで記事が掲載された。このなかでも「無形文化財として保護のかけ声高く」祭典当日は文教委員らが早速視察して、今年県会で決まったホヤホヤの文化財保護条例へ申請の運び」などと記され、文化財としての注目が集まっていたことがうかがえる。

天津司舞に関する郷土研究が進められ関心が高まるなかで、林貞夫による『天津司舞の研究』が刊行された。これに対して新聞紙上での論争が起こり、塩田義遜（山梨郷土研究会第二代理事）との間で議論が交わされた。<sup>23</sup>天津司舞は、昭和三十四年（一九五九）には、佐藤森三らが中心となって実施した第二回郷

土芸能総合公演（三月二十八日、県民会館）にも出演した。

小瀬地区では昭和三十五年（一九六〇）頃に保存組織が発足し、同三十七年（一九六二）には人形用装束の新調も行われた。昭和四十五年（一九七〇）に国の無形文化財に指定されると、翌四十六年（一九七一）の祭りに合わせて御船囲の幕が新調・奉納された。この幕は現在も御船囲として使用されている。

このように列挙すると、天津司舞は一見順調に復活を遂げたように見える。しかし、昭和四十五年五月二十三日の新聞記事（新聞社不明）では、舞の継承者が十二人しかいないことや、この年は舞を取りやめ、以後も隔年の奉納にすることを決定したと報じている。また、小瀬町自治会長の談として「国の無形文化財になったことはうれしいが、保存維持を考えると暗い気がする。（中略）後継者がいない。（中略）しかし、これを機に近く保存会をつくり、くずれはじめた舞いを復元すると同時に、今の小、中学生にしっかりと伝承してもらおうと相談する。」とのコメントを添える。ともすれば再び中断しそだった継承活動を支えたのは、文化財指定によって生まれた責任感や自負だった。

継承活動をバックアップするために外部からの保存運動も行われた。昭和四十八年、天津司舞の保存継承資金の援助のためのチャリティー公演が、人形劇団・ウニマによって行われた。天津司舞が日本の人形芝居の源流にあたると評価されていたことから、現代人形劇の関係者からも注目を浴びていたのである。これらの人々との仲介役となっていたのも佐藤森三であった。

天津司舞の保存運動は、戦後の文化財保護の機運の高まりとも無関係ではないだろう。戦後の文化財保護行政は、昭和二十年（一九四五）に、戦後の混乱状態による散逸、損壊や海外流失等が起こる懸念から重要美術品等の認定に向けた調査が行われたことから始まった。同時期、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）から日本政府に対しても「美術品、記念物並びに文化的及び宗教的場所と施設の保護に関する政策と処置に関する覚書」が発せられ、作品やコレ

クシヨン、場所に対する損害の調査も行われた。さらに法隆寺金堂の炎上事件をきっかけに、文化財保護施策を求める世論が高まり、昭和二十五年（一九五〇）に文化財保護法の立法が実現した。この法律により、無形文化財や民俗資料、埋蔵文化財も文化財保護の対象に含められた。<sup>26)</sup>

さらに、昭和二十九年の一部改正では、民俗文化財は有形文化財から切り離され、「重要民俗資料」として別個の種類<sup>27)</sup>の文化財とされた。また、「選定無形文化財」の制度が廃止され、「衰亡のおそれ」に関わらず、無形文化財として重要なものを「重要無形文化財」に指定する制度に変更された。民俗文化財の制度に関しては、昭和五十年（一九七五）の改正により民俗資料が「民俗文化財」と改称される。また、「重要民俗資料」は「重要有形民俗文化財」と位置付けられ、無形民俗文化財に関しても「重要無形民俗文化財」の指定制度が設けられた。戦後の文化財保護行政は有形文化財を対象として始まったものの、昭和二十五年に民俗資料や無形文化財に拡大し、昭和二十九年、昭和五十年と改正の度に民俗文化財や無形民俗文化財に対する関心を高めていった。

このように見ていくと、国や県による文化財行政の盛り上がりや充実に比例するように、天津司舞の話題性が増していったことに気づく。天津司舞に対する関心は、復活直後の昭和三十年代から国の重要無形民俗文化財に初回指定される昭和五十一年頃までが最も高く、保存運動も盛り上がりを見せている。同様に、小瀬地区や保存会側の動きも文化財指定があつたり保存運動が盛り上がった時期に近接して用具の新調や保存会の整備などが行われ、活動を充実させている。地域に伝承された民俗に対する文化的価値付けが行われ、社会からも必要視されたことが継承活動の活性化をうながしていったと言えるだろう。

## おわりに

昭和時代において、天津司舞は二度の中断と復活を経験した。一度目は明治三十二年（一八九九）の水害から続く中断と昭和十二年（一九三七）の復活である。二度目は、太平洋戦争による中断と昭和二十九年（一九五四）の復活である。これらは、同じ民俗芸能の復活という出来事でありながら、その背景と意味合いは異なる。

昭和十二年の復活では、それに先立ち、郷土研究による再発見と研究者による文化的価値の証明があつた。時代的には、祭りを当該地域の人と神社の結合強化に利用する動きがあつたものの、調査研究のなかで天津司舞の歴史が解き明かされると、「古めかしい」と思われてきた祭りやその言い伝えこそが小瀬の歴史の象徴とみなされるに至り、人形の保存という小田内（久）からの要望を超え、舞自体をよみがえらせることになった。祭日には、継承の当事者たちが小瀬や天津司舞の歴史を象徴的に表すと感じる日程が選ばれた。昭和時代初期の復活の動機は、ある程度内発的であつたとみることができる。

一方、昭和二十九年の復活とそれ以後の継承活動は、天津司舞をはじめとした民俗の「文化財」としての価値付けや保護運動に連動し、周囲の期待に応える形で行われていったと考えられ、いくらか外発的である。しかし、どちらの事例においても、継承者が芸能復興に向かう活力は、彼ら自身の熱意のみならず、彼らを取り巻く社会の後押しがあつてこそ湧き上がり盛り上がったという点は共通している。

民俗芸能が形を持たない行為であり、集団によって継承される社会活動である以上、その継承のために行われる判断や行動には、継承者たちの様々な価値観と各時代の社会の動きが直接的・間接的に影響する。そのため、民俗芸能をはじめとする無形民俗文化財は否応なく変容していく。そうであるならば、民

俗芸能の中断と復活もその変容のプロセスと捉え、過去から現在に至るまでに起こってきた復活の過程を分析する事例研究の充実化が必要ではないだろうか。本稿では、天津司舞の復活についてごく表面的な事実を確認したのみであるが、こうした事例を拾い集めることで、復活に向かうきっかけや、復活を後押しする何らかの要素・傾向が見いだせる可能性もあるのではないだろうか。例えば、筆者は、過去に一之瀬高橋の春駒の復活事例について調査と報告を行ったが、天津司舞と一之瀬高橋の春駒に共通するのは、過去に作られた文字や図解による記録が復活にあたり記憶を補い、技の断絶を食い止めたということであった。

社会変動や感染症の影響を受けて多くの民俗芸能が中断に追い込まれようとしている現在、それらの記録を残すのと同時に、過去の危機からよみがえってきた民俗芸能とその過程に改めて目を向けることにより、たとえわずかでも、未来に希望を繋ぎたいと思うのである。

#### 註

- (1) 傀儡による田楽であることや、舞の構成などから判断し、現在見られる天津司舞の成立は、鎌倉時代末期から室町時代中期にかけてではないかと推測される。
- (2) 若尾謹之助『御祭禮及縁日』参照。
- (3) 小田内通敏は、昭和五年（一九三〇）九月から七年五月まで「教育制度調査嘱託」、昭和七年（一九三二）五月から十四年八月までは「普通学務局所属講習ニ関スル事務嘱託」に就任し、文部省による郷土教育関係施策の中心的存在であった。
- (4) 伊藤純郎『郷土教育運動の研究』思文閣 一九九八 一二六頁参照。
- (5) 関連する読売新聞記事から、調査と発見の時期は、遅くとも昭和十一年（一九三九）九月七日以前と考えられる。
- (6) 小田内通久「人形芝居と郷土」『山梨県総合郷土研究』参照。
- (7) 上野晴朗「佐藤森三氏と郷土芸能」三頁『甲斐路』二六号参照。

- (8) 前掲同書
- (9) 昭和十三年四月吉日（副題は直筆、『山梨県郷土研究』に掲載との朱書）
- (10) このほか、スクラップされず木箱に同梱された書簡には、①差出人山寺融吉・関根龍一・郡司正勝・山本二郎連名、山本恒雄・氏宛、昭和十七年四月十一日付、演劇百科大辭典の原稿用紙と封筒を使用、②差出人宮尾しげを、山本恒雄宛、以上の二通があった。
- (11) 佐藤森三は、当時の山梨県内における民俗芸能研究と振興の中心人物である。昭和十一年（一九三六）八月に山梨日日新聞社と野口二郎が理事長を務める野外活動団体である甲府ワンドラー共催の甲州夏草道中に参画し、昭和二十三年（一九四八）七月一日から発刊された山梨郷土研究会の機関誌「郷土研究」、昭和三十年（一九五五）七月一日に創刊された山梨民俗の会の機関誌「民俗手帖」の編集に携わった。また、昭和三十一年（一九五六）六月に山梨県文化財調査員、七月に西山村総合学術調査団事務局長となり、昭和三十二年（一九五七）十一月一日に山梨県民会館で山田の神楽獅子、河口の稚児舞など八種目の郷土芸能が公演された第一回山梨県郷土芸能総合公演を企画した。
- (12) 山梨県立博物館『天津司舞一九〇〇年の想いととも』二〇二二年
- (13) 下鍛治屋村は人形を舞わず舞台となる御船團の幕を張り、その御船團を張るための竹矢来に用いる竹は落合村が用意し、西油川村では伝説の一神が飛び込んだという井戸を祀り、小瀬村は人形を操って舞を奉納するという役割分担があったという。
- (14) 現在の御船團の幕は昭和四十六年四月に奉納されている。
- (15) 文部省発行『国体の本義』（昭和十二年五月）参照。
- (16) 昭和十一年十二月十一日 山梨日日新聞
- (17) 令和五年聞き書きによる。
- (18) 『甲斐名勝志』によれば、大永二年（一五二二）閏八月二十七日に武田民部少輔信乗修造した、との棟札があったという。
- (19) 小田内通久「甲斐で発見した人形劇天津司の舞」『日本民俗』二一〇 一九三八年
- (20) 深沢正志「山梨の民俗芸能公演覚書」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年参照。なお、大会の名称は、第一回から三回までが「郷土芸能総合公演」、第四回以後は「民俗芸能総合公演」に変更。
- (21) 記事中「一八年振りの公演」とあるが、昭和十三年（一九三六）以降の上演について

は再確認が必要である。

(22) その後昭和三十一年に県指定となる。

(23) 昭和三十一年。内容は、主として「天津司(てんしし)」の呼称と起源をめぐめるものであった。呼称について、林は「天津司(あまつつかさ)」を語源とし、塩田は「傀儡(てくぐつ)」とした。

(24) 保存会結成は昭和四十五年(一九七〇)と記録されるが、聞き書きによると昭和三十五年頃であるとされる。現在の保存会結成以前にも、何かしらの保存継承組織が存在した可能性がある。また、会則の制定は国指定重要無形民俗文化財となった直後の昭和五十一年(一九七六)六月である。

(25) 当時はまだ民俗文化財の指定区分は整備されていない。

(26) 昭和二十五年制定の文化財保護法では、無形文化財が初めて位置づけられたものの、「現状のまま放置し、国が保護しなければ衰亡のおそれのあるもの」を選定するという消極的な保護であった。

#### 参考文献

- 上野晴朗「佐藤森三氏と郷土芸能」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年  
植松又次ほか「座談会『佐藤森三先生と郷土研究』」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年  
小田内通久「甲斐で発見した人形劇天津司の舞」『日本民俗』二一〇 一九三八年  
影山正美「『天津司』小考」『甲斐』一二四号 山梨郷土研究会 二〇一一年  
小寺融吉「人形の神々遊ぶ―甲斐の天津司舞」『旅と伝説』一五―八 一九四二年  
坂本徳一「本県の民俗芸能を復活させた佐藤森三の足跡」『甲斐路』七八号 山梨郷土研究会 一九九四年  
佐藤八郎ほか「佐藤森三先生を偲ぶ」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年  
杉本仁「山梨郷土研究会以前」『甲斐』一二六号 山梨郷土研究会 二〇〇八年  
外池智「小田内通敏の郷土教育論の実践的展開―山梨県師範学校における「郷土科」カリキュラムを事例として」『社会科教育研究』七八号 日本社会科教育学会 一九九七年  
外池智「山梨県師範学校における郷土教育の総合的性格―郷土室と郷土調査要目の分析を通して―」『筑波社会科研究』第一七号 一九九八年

外池智「昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究―『総合郷土研究』編纂の師範学校を事例として―」二〇〇四年 NSK出版

林貞夫「天津司舞の研究」一九五六年 文化人社

深沢正志「山梨の民俗芸能公演覧書」『甲斐路』二六号 山梨郷土研究会 一九七五年

文部省 中村匡志編集『国体の本義』中村出版 二〇一七年

山崎準二「小田内通敏の経歴と著作・関係文献目録…文献調査及び聞き取り調査結果の第一次整理」『静岡大学教育学部研究報告』人文・社会科学篇 三四巻 一九八四年

山梨県師範学校・山梨県女子師範学校編著『山梨県総合郷土研究』(復刻版) 一九七八年 名著出版

(山梨県立博物館)